

1. 議事日程

[令和3年第3回安芸高田市議会9月定例会第1日目]

令和3年9月8日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- | | | |
|-------|------------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第2 | 会期の決定 | |
| 日程第3 | 認定第1号 | 令和2年度安芸高田市一般会計決算の認定について |
| 日程第4 | 認定第2号 | 令和2年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について |
| 日程第5 | 認定第3号 | 令和2年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について |
| 日程第6 | 認定第4号 | 令和2年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について |
| 日程第7 | 認定第5号 | 令和2年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について |
| 日程第8 | 認定第6号 | 令和2年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について |
| 日程第9 | 認定第7号 | 令和2年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について |
| 日程第10 | 認定第8号 | 令和2年度吉田町吉田財産区特別会計決算の認定について |
| 日程第11 | 認定第9号 | 令和2年度吉田町中馬財産区特別会計決算の認定について |
| 日程第12 | 認定第10号 | 令和2年度美土里町横田財産区特別会計決算の認定について |
| 日程第13 | 認定第11号 | 令和2年度美土里町本郷財産区特別会計決算の認定について |
| 日程第14 | 認定第12号 | 令和2年度美土里町北財産区特別会計決算の認定について |
| 日程第15 | 認定第13号 | 令和2年度高宮町来原財産区特別会計決算の認定について |
| 日程第16 | 認定第14号 | 令和2年度高宮町船佐財産区特別会計決算の認定について |
| 日程第17 | 認定第15号 | 令和2年度高宮町川根財産区特別会計決算の認定について |
| 日程第18 | 認定第16号 | 令和2年度安芸高田市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について |
| 日程第19 | 認定第17号 | 令和2年度安芸高田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について |
| 日程第20 | 諮問第8号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第21 | 諮問第9号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第22 | 承認第5号 | 専決処分した事件の承認について【令和3年度 安芸高田市一般会計補正予算（第5号）】 |
| 日程第23 | 議案第50号 | 安芸高田市個人情報保護条例の一部を改正する条例 |
| 日程第24 | 議案第51号 | 安芸高田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 |

- 日程第25 議案第52号 安芸高田市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて
- 日程第26 議案第53号 土地改良事業計画の変更について
- 日程第27 議案第54号 字の区域の変更について
- 日程第28 議案第55号 令和3年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第29 議案第56号 令和3年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第30 議案第57号 令和3年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第31 議案第58号 令和3年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第32 議案第59号 令和3年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第33 議案第60号 令和3年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第34 議案第61号 令和3年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1号）

2. 出席議員は次のとおりである。（16名）

1番	南澤克彦	2番	田邊介三
3番	山本数博	4番	武岡隆文
5番	新田和明	6番	芦田宏治
7番	山根温子	8番	先川和幸
9番	児玉史則	10番	大下正幸
11番	山本優	12番	熊高昌三
13番	秋田雅朝	14番	金行哲昭
15番	石飛慶久	16番	穴戸邦夫

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

1番	南澤克彦	2番	田邊介三
----	------	----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（17名）

市長	石丸伸二	副市長	米村公男
教育長	永井初男	総務部長	行森俊莊
企画振興部長	猪掛公詩	市民部長	福井正
福祉保健部長兼福祉事務所長	大田雄司	産業振興部長	重永充浩
建設部長兼公営企業部長	小野直樹	教育次長	宮本智雄
消防長	土井実貴男	総務課長	内藤道也
財政課長	高藤誠	政策企画課長	高下正晴

会 計 管 理 者 森 岡 和 子 代 表 監 査 委 員 木 原 張 登
監 査 委 員 事 務 局 長 国 司 秀 信

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事 務 局 長 森 岡 雅 昭 事 務 局 次 長 國 岡 浩 祐
総 務 係 長 藤 井 伸 樹 主 任 主 事 岡 憲 一



午前10時00分 開会

- 宍戸議長 定刻になりました。
ただいまの出席議員は16名であります。
定足数に達しておりますので、これより令和3年第3回安芸高田市議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。
森岡事務局長。
- 森岡事務局長 諸般の報告をいたします。
第1点、市長、教育長、並びに代表監査委員より、本定例会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。
第2点、市長より、「令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について」報告がありました。
第3点、市長より、3,000万円以上1億5,000万円未満の「工事請負契約の締結について」、1件の報告がありました。
第4点、監査委員より、令和3年7月分の例月出納検査の報告がありました。
それぞれの写しをお手元に配付しておりますので御了承ください。
以上で、諸般の報告を終わります。
- 宍戸議長 以上をもって、諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 宍戸議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、1番南澤議員、及び2番 田邊議員を指名いたします。



日程第2 会期の決定

- 宍戸議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。
熊高議会運営委員長。
- 熊高議会運営委員長 令和3年第3回定例会の運営につきまして、去る9月1日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定しましたので、報告をいたします。
まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日から9月29日までの22日間といたしました。
議事の都合により、9月9日から12日、9月16日から28日までを休会といたします。
本定例会に付議されます案件は、認定17件、諮問2件、承認1件、議案

12件でございます。

議案審議についてでございますが、お手元の付託表のとおり、認定第1号から第17号までの17件につきましては、提案理由説明の後、監査報告、質疑を受け、予算決算常任委員会へ付託。

議案第55号から第61号までの7件につきましても、提案理由説明の後、質疑を受け、予算決算常任委員会へ付託することといたしました。

また、議案第51号につきましては総務文教常任委員会へ、議案第52号から第54号までの3件は産業厚生常任委員会へ、それぞれ付託することといたしました。

諮問2件、承認1件、その他議案1件につきましては、委員会付託を省略することといたしました。

9月1日の議会運営委員会までに提出された、陳情・要望等につきましては、お手元に配付した一覧表のとおり、総務文教常任委員会へ送付して審査することといたしました。

次に、一般質問の取扱いについては、10名からの通告でありましたので、通告順に、9月13日を6名、9月14日を4名といたしました。

以上で報告を終わります。

○宍戸議長 お諮りします。ただいまの委員長の報告のとおり、会期は22日間とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長 異議なしと認めます。よって、会期は22日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

- |       |        |                                        |
|-------|--------|----------------------------------------|
| 日程第3  | 認定第1号  | 令和2年度安芸高田市一般会計決算の認定について                |
| 日程第4  | 認定第2号  | 令和2年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について          |
| 日程第5  | 認定第3号  | 令和2年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について         |
| 日程第6  | 認定第4号  | 令和2年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について            |
| 日程第7  | 認定第5号  | 令和2年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について        |
| 日程第8  | 認定第6号  | 令和2年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について         |
| 日程第9  | 認定第7号  | 令和2年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について |
| 日程第10 | 認定第8号  | 令和2年度吉田町吉田財産区特別会計決算の認定について             |
| 日程第11 | 認定第9号  | 令和2年度吉田町中馬財産区特別会計決算の認定について             |
| 日程第12 | 認定第10号 | 令和2年度美土里町横田財産区特別会計決算の認定について            |

- 日程第13 認定第11号 令和2年度美土里町本郷財産区特別会計決算の認定について
- 日程第14 認定第12号 令和2年度美土里町北財産区特別会計決算の認定について
- 日程第15 認定第13号 令和2年度高宮町来原財産区特別会計決算の認定について
- 日程第16 認定第14号 令和2年度高宮町船佐財産区特別会計決算の認定について
- 日程第17 認定第15号 令和2年度高宮町川根財産区特別会計決算の認定について
- 日程第18 認定第16号 令和2年度安芸高田市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第19 認定第17号 令和2年度安芸高田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○宍戸議長 日程第3、認定第1号「令和2年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の件から、日程第19、認定第17号「令和2年度安芸高田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」の件までの17件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 このたびの豪雨によって安芸高田市は甚大な被害を被りました。改めて被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。1日も早く日常が取り戻せるよう、引き続き復旧に全力で取り組んでいく覚悟です。

それでは、提案理由を御説明します。

承認第1号から第17号は、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付して、令和2年度安芸高田市一般会計、各特別会計、各財産区特別会計、下水道事業会計、水道事業会計の決算の認定を求めるものです。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○宍戸議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

続いて、会計管理者から要点の説明を求めます。

森岡会計管理者。

○森岡会計管理者 「令和2年度安芸高田市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算」につきまして、決算書に基づいて要点の御説明を申し上げます。

初めに、一般会計の歳入歳出決算でございます。

決算書の5ページをお開きください。

歳入の決算でございますが、予算現額252億9,537万3,000円、調定額255億4,955万5,819円に対しまして、収入済額は239億2,108万2,824円で、収納率は93.6%でございます。1,385万5,487円の不納欠損処分を行い、16億1,503万1,928円が収入未済となりました。

この収入未済額には、繰越明許費及び事故繰越に係る財源でございま

す、国庫支出金、県支出金、市債などが含まれております。

次に、歳出の決算でございます。

13ページをお開きください。

予算現額252億9,537万3,000円に対して、支出済額は231億494万297円で、執行率は91.3%でございます。繰越明許費として11億7,610万8,000円を、事故繰越として2億3,636万8,000円を、翌年度へ繰越しをいたしました。

16ページをお開きください。

以上の結果によりまして、令和2年度一般会計の収支決算(1,000円単位)は、歳入総額239億2,108万3,000円、歳出総額231億494万円となり、歳入歳出差引額は、8億1,614万3,000円となりましたので、これを翌年度へ繰越しをいたしました。

なお、実質収支額は、繰越明許費及び事故繰越に係る一般財源等2億8,311万9,000円を差し引いた5億3,302万4,000円となり、このうち3億円を地方自治法第233条の2の規定により、財政調整基金に繰入れをいたしました。

続いて特別会計の決算につきまして、実質収支に関する調書を基に御説明をいたします。

初めに国民健康保険特別会計でございます。

148ページをお開きください。

歳入総額31億2,510万1,000円、歳出総額30億3,558万3,000円、差引8,951万8,000円を翌年度へ繰越しをいたしました。

次に、後期高齢者医療特別会計でございます。

174ページをお開きください。

歳入総額4億9,001万4,000円、歳出総額4億7,933万8,000円、差引1,067万6,000円を翌年度へ繰越しをいたしました。

続いて、介護保険特別会計でございます。

192ページをお開きください。

歳入総額46億2,598万2,000円、歳出総額44億6,861万9,000円、差引1億5,736万3,000円を翌年度へ繰越しをいたしました。

次に、農業集落排水事業特別会計でございます。

224ページをお開きください。

歳入総額4億7,664万9,000円、歳出総額4億7,574万7,000円、差引90万2,000円を翌年度へ繰越しをいたしました。

次に、浄化槽整備事業特別会計でございます。

238ページをお開きください。

歳入総額3億2,639万5,000円、歳出総額3億2,622万9,000円、差引16万6,000円を翌年度へ繰越しをいたしました。

次に、コミュニティ・プラント整備事業特別会計でございます。

252ページをお開きください。

歳入総額598万2,000円、歳出総額594万6,000円、差引3万6,000円を翌

年度へ繰越しをいたしました。

続いて、財産区特別会計について御説明いたします。

初めに、吉田町吉田財産区特別会計でございます。

273ページをお開きください。

歳入総額3,274万1,000円、歳出総額14万8,000円、差引3,259万3,000円を翌年度へ繰越しをいたしました。

次に、吉田町中馬財産区特別会計でございます。

286ページをお開きください。

歳入総額296万9,000円、歳出総額23万2,000円、差引273万7,000円を翌年度へ繰越しをいたしました。

次に、美土里町横田財産区特別会計でございます。

299ページをお開きください。

歳入総額185万円、歳出総額7万4,000円、差引177万6,000円を翌年度へ繰越しをいたしました。

次に、美土里町本郷財産区特別会計でございます。

312ページをお開きください。

歳入総額29万7,000円、歳出総額14万2,000円、差引15万5,000円を翌年度へ繰越しをいたしました。

次に、美土里町北財産区特別会計でございます。

325ページをお開きください。

歳入総額54万1,000円、歳出総額4万7,000円、差引49万4,000円を翌年度へ繰越しをいたしました。

次に、高宮町来原財産区特別会計でございます。

338ページをお開きください。

歳入総額168万3,000円、歳出総額10万1,000円、差引158万2,000円を翌年度へ繰越しをいたしました。

次に、高宮町船佐財産区特別会計でございます。

351ページをお開きください。

歳入総額2,000円、歳出総額0円、差引2,000円を翌年度へ繰越しをいたしました。

最後に、高宮町川根財産区特別会計でございます。

364ページをお開きください。

歳入総額124万円、歳出総額9万5,000円、差引114万5,000円を翌年度へ繰越しをいたしました。

以上で、令和2年度一般会計及び各特別会計の決算の要点説明を終わります。よろしく願いいたします。

○宍戸議長 これをもって、要点の説明を終わります。

次に、監査委員から本17件に関する審査意見の報告を求めます。

木原代表監査委員。

○木原代表監査委員 令和2年度の一般会計・特別会計、水道事業及び下水道事業の決算審査並びに決算に基づく健全化判断比率等の審査につきまして、安芸高田



市監査基準に基づいて秋田監査委員と審査を実施し、合議に達しましたので、お手元に配布されております意見書により、概要を報告いたします。

最初に、安芸高田市各会計歳入歳出決算に関する審査意見でございます。

1ページから2ページにかけて審査の概要及び結果を記載しております。

審査に付されました一般会計及び財産区を含めて14の特別会計の決算書及びその他の附属書類が、関係法令に準拠して作成されているかを確認し、計数の正確性を検証するとともに、例月現金出納検査の結果等を踏まえ、関係職員の説明を求め、審査いたしました。

審査の結果、決算関係書類は、関係法令に準拠して適正に作成されており、証書類と照合審査の結果、その計数は正確であることを認め、また、予算の執行についても、おおむね適正であることを認めました。

以下、前年度と比較して決算の分析をしておりますので、詳細は2ページから54ページを御覧ください。

55ページから意見書の結びとなっております。

決算の状況は、一般会計、特別会計を合わせた総額では、形式収支、実質収支、単年度収支はいずれも黒字となっております。また、市債の借入残高は269億7,590万2,000円と、前年度より5.9%減少し、収入未済額も5億9,158万5,000円と、前年度より0.6%減少しています。

普通会計の財政構造を見ますと、財政力指数は0.317で、前年度より0.005ポイント上昇し、経常収支比率は92.8%で、前年度より5.4ポイント下降して改善していますが、依然として経常一般財源の乏しい状況には変わりありません。

意見でございますが、監査の要点として、ICT事業の推進とその効果について検証を行いました。本市のような広範な地域を擁し、市民が散在する中山間地域では、持続可能な行政経営を行う上で、電子機器やインターネット活用は欠かせない要素であるからです。

個別の事業の中から、インターネットを利用した情報発信、小中学校でのタブレット端末の貸与、RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）の推進、遠隔医療体制の構築に関して意見を述べております。いずれも事業の効果が最大限に発揮されますよう取組に期待しております。

次に、水道事業の決算審査意見でございます。

1ページに審査の概要及び結果を記載しております。

審査に付されました決算及び附属書類について、計数の正確性を検証するとともに、関係法令に準拠して作成され、経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを審査するため、関係職員の説明を求めるとともに、総勘定元帳、その他の会計帳票及び関係証書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施いたしました。

審査の結果、それぞれ関係法令に準拠して適正に作成されており、証

書類と照合審査の結果、その計数は正確で、当年度の経営成績及び当年度末現在の財政状態を明瞭に表示しているものと認めました。

以下、前年度と比較して分析しておりますので、詳細は御覧ください。20ページが意見書の結びとなっています。

当年度の経営成績は、328万7,000円の純損失が生じ、主要な利益指標である総収支比率及び経常収支比率は前年度を下回り、営業収支比率は前年度を僅かに上回りました。

財政状態についてキャッシュフロー計算書で見ますと、水道事業本体の活動である営業活動によるキャッシュフローで、投資活動及び財務活動のキャッシュフローを補うことができます。また、企業の支払い能力を示す流動比率や当座比率で見ますと、いずれも100%を超え正常の範囲内で、当面、問題はないと考えられます。

水道事業は、市民が健康で快適な生活を送る上で欠かすことのできないインフラですが、県内有数の広大な面積を持ち1万3,000世帯の市民が散在していることから整備網が非効率となっております。

水道事業は87%の家庭に給水していることから、上水道のネットワークは延べ540キロにも及んでいます。多くの給水管は更新時期を迎え、更新費用が人口減少による水道料金の減収に加え、今後の経営を圧迫する要因となっています。

このため、広域的な施設共同化によりコストの軽減を模索しているところではありますが、サービスを維持するためにはさらなる収益の向上、事業費圧縮を図る必要があり、新たな受益者負担も念頭に置いて持続可能な事業計画を策定していただきたいと思います。

続いて、下水道事業の決算審査意見でございます。

令和2年度から公共下水道と特定環境保全公共下水道の2事業を下水道事業に統合し、これまでの特別会計から公営企業会計を適用して初めての決算となることから、一部を除き当年度数値のみ記載しております。

1ページに審査の概要及び結果を記載しております。

審査に付されました決算及び附属書類について、計数の正確性を検証するとともに、関係法令に準拠して作成され、経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを審査するため、関係職員の説明を求めるとともに、総勘定元帳、その他の会計帳票及び関係書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施いたしました。

審査の結果、それぞれ関係法令に準拠して適正に作成されており、書類と照合審査の結果、その計数は正確で、当年度の経営成績及び当年度末現在の財政状態を明瞭に表示しているものと認めました。

以下、前年度と比較して分析しておりますので、詳細は御覧ください。16ページが意見書の結びとなっております。

当年度の経営成績は、1億4,792万3,000円の純利益となっています。

また、財政状態についてキャッシュフロー計算書で見ますと、下水道事業本体の活動である営業活動によるキャッシュフローで、投資活動及

び財務活動のキャッシュフローを賄うことができています。

下水道事業は、市民が健康で衛生的な生活を送る上で欠かすことのできない事業です。

市では、順次浄化センターの整備を進めており、令和2年度では向原浄化センターの改修が完成しました。今後も老朽更新を必要とする施設は多く、人口が減少する中、収益の向上、事業費の圧縮を念頭に置いて、持続可能な事業計画を策定していただきたいと思います。

続いて、健全化判断比率等の審査意見でございます。

1ページから2ページにかけて審査の概要及び結果を記載しております。

審査に付されました健全化判断比率及び資金不足比率が、関係法令等に準拠して作成されているかを確認し、計数の正確性を検証するとともに、関係職員の説明を求め審査を行いました。

審査の結果、健全化判断比率及び資金不足比率は、それぞれ関係法令に準拠して適正に作成されており、その計数は正確であることを認めました。

各会計の収支の赤字や資金の不足はなく、実質公債費比率及び将来負担比率は、前年度と比べて僅かに変動していますが、国が示す早期健全化基準を下回っています。

今後とも、財政の健全化に留意しながら財政運営に努めていただきたいと思います。

最後に総括的な意見を申し上げさせていただきたいと思います。

現在、コロナ禍において、景気の低迷、民間活力の衰退が顕著になっています。また、先の豪雨災害からの復旧復興に向けて、限りある財政力をどのように効果的に活用し、この期間を乗り切ることが課題となっております。

多くの課題を抱えていますが、「世界で一番住みたいと思えるまちづくり」を実現するためには、これまで以上に無駄を省き、コストカットを行う必要があります。これらが市民生活に影響を与えることは必至であり、市民の理解を得るため丁寧な説明を行っていただき、コロナ禍という逆風に屈することなく円滑な市政運営に努めていただきたいと思います。

以上、決算審査意見の概要報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○宍戸議長

以上で、審査意見の報告を終わります。

これより、本17件に対する一括質疑を行います。

質疑があれば、議案番号を指定して質疑を行ってください。質疑はありませんか。

山根議員。

○山根議員

監査意見について質疑を申し上げます。

まず、1点目、各会計の歳入歳出決算書の意見書の中で5ページ、不納欠損の状況について、細かくなりますが、後期高齢者医療、これが94.2

の増減率を示しております。増加理由をどのように分析されているのかお聞きいたします。

続いて、3点ほどありますがよろしいでしょうか。

○宍戸議長

一問一答で。

○山根議員

お願いいたします。

○宍戸議長

1件ずつお願いいたします。

答弁を求めます。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時32分 休憩

午前10時34分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸議長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

ただいま、私は一問一答ということを申し上げましたが、これは間違いでありますので訂正いたします。

木原代表監査委員。

○木原代表監査委員

大変失礼いたしました。監査委員に対する質疑につきましては事前通告制ではありませんのでちょっと戸惑ってしまいました。申し訳ありません。

今の後期高齢者医療につきましての不納欠損の額の変遷についての御質疑であったと思います。特にこの元年度と2年度の比較においてですけれども、特段の大きな要因はなかったというふうに思っております。自然要因があるのだらうと思って、特段の個別的な要因は認められませんでしたと考えられます。よろしくお願いいたします。

○宍戸議長

答弁を終わります。

山根議員。

○山根議員

引き続きお伺いいたします。

水道事業についての2ページなんですけれども、今までもお聞きしたことがあるんですが、有収率について、2年度80.6と、元年度より0.5ポイント下がっているということですが、類似団体の平均が有収率79.50と下のほうに参考で書いておられます。これが私もいろんな市町の有収率を見る中で、有収率がこれで80.6で高いというようにはあまり思えないのではないかと思います。さらに高い有収率を出している自治体もございしますが、アップする目標というものがございましてでしょうか。

さらに、なかなか上げられない理由についてお伺いできたらと思います。お願いします。

○宍戸議長

山根議員、ほかにありますか。それでは、続いてお願いします。

○山根議員

かねてより懸念しておりましたが、実質単年度収支、平成28年度から令和2年度まで、今回監査委員の意見の中になかったんですが、5年間赤字が続いております。本当に大変なことだと思います。3年続けば本当に議会がそれをしっかりと問うことが求められるんだよというふうに私

も研修の中で勉強させていただいておりますが、今5年続く、これについてどのようにお考えか、監査委員のお考えをお聞きするところです。

○宍戸議長 答弁を求めます。

木原代表監査委員。

○木原代表監査委員 最初の御質疑ですけれども、有収率が類似団体は79.5%ですけれども80.6%。実際その有収率と言いますのは全体の水道の量の中でお金になる部分が8割ですということなんですけれども、安芸高田市の場合はクモの巣のように張った水道の中でどうしてもたまってしまいう行き止まりの水のところもあるので、そういったふうに一番先端部にある水はあるだけで流れませんので、そういったもので8割になっているというふうに聞いております。この率が高いのか低いのかは類似団体で79という、80といえはそこそこ技術的にそういうものになるのかなというふうに私は理解しております。末端部までどんどん水道が行けば8割が8割5分になったりするかもしれませんけれども、今の水道管の網であればそういったところかなと思っております。

それから、5年間赤字があつてということなんですけれども、私たちも確かにそういうふうな、赤字というのはすみません、水道事業のことですか。一般会計。本来、黒字になることが当然のことなんですけれども、安芸高田市の場合は産業としての収入というのはいささかなくて、固定資産税、そんなものが比率が高いというふうに聞いております。そうすると、ある程度一定の収入があつて、それからそれ以外のものは国に頼らざるを得ないとか、県の補助金をもらうとかいうことになって、そういう赤字になつてると思うんですけれども、確かに、これは先ほど最初に申し上げましたように、監査委員会で討議した結果ではありませんので、私個人の一監査委員の意見となりますけれども、今ずっとこの状態が続いていますと、例えばカエルが温度が低いときは元気がいいんですけれども、だんだん温度が高くなって、カエル自体はそれに気がつかなくて、それで致命傷になって死んでしまうという事態もあるというふうに聞いております。私たちはその中にいるのかなという気はしています。少しずつ赤字が増えていって、いつか必ず頓挫するところが出る。

そういったことのないようにいろんなコストダウンとかそういったことも申し上げましたけれども、そういったことでできるだけそういう赤字を減らし黒字も増やしたいというようなことをしなければいけないというのは常々考えているところであります。私自身、監査委員、前はしていましたけれども今回2回、まだ2年目ですので、その前の状態も十分承知していなかったの感想的にはそういったことしか言えないんですけれども、よろしく願いいたします。

○宍戸議長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

これをもって、質疑を終結いたします。

本17件につきましては、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して審査することにいたします。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時42分 休憩

午前10時43分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第20 諮問第8号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第21 諮問第9号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○宍戸議長 日程第20、諮問第8号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件及び日程第21、諮問第9号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件の2件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 提案理由を御説明します。

本件は人権擁護委員が任期を満了することに伴い、後任候補者を法務大臣に推薦するため議会の意見を求めるものです。

諮問第8号では、現在、人権擁護委員を務められている藤田美佐子委員を引き続き推薦します。

諮問第9号では、中本吉徳委員の後任として石本悟さんを候補者として推薦します。

御審議のほどよろしくお願いします。

○宍戸議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。この件に関しては質疑、討論及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長 異議なしと認め、質疑、討論及び委員会付託を省略いたします。

これより、本件2件を個別に採決いたします。

諮問第8号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長 異議なしと認めます。よって本件はこれに同意することに決定いたしました。

続いて、諮問第9号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長 異議なしと認めます。よって本件はこれに同意することに決定いたし

ました。



日程第22 承認第5号 専決処分した事件の承認について【令和3年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）】

○宍戸議長 日程第22、承認第5号「専決処分した事件の承認について【令和3年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）】」の件を議題といたします。
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 提案理由を御説明します。

本件は、令和3年8月11日からの大雨による災害対応に要する経費を既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加したものです。

令和3年8月27日付で専決処分しましたので議会に報告し、承認を求めます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○宍戸議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

猪掛企画振興部長。

○猪掛企画振興部長 それでは、専決処分しました令和3年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）の要点の説明をします。

このたびの補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億9,896万3,000円を追加し、予算の総額を200億8,103万4,000円とするものです。

主な内容としては、こちらの説明資料の1ページを御覧ください。

令和3年8月11日からの大雨被害に係る応急復旧や災害廃棄物の処理などに要する費用を追加したもので、緊急を要したことから令和3年8月27日付で専決処分をいたしました。

補正予算書にお戻りいただき、予算書の12、13ページをお開きください。

まず、歳入ですが、11款の地方交付税は3,900万円の増額です。災害廃棄物処理事業費などの市負担部分は特別交付税の措置がなされることから増額をしております。

15款の国庫支出金は、災害等廃棄物処理事業費補助金を3,750万円計上しました。災害廃棄物の処理に要する費用は、2分の1の補助率で、国からの財政支援があります。

16款の県支出金は、7,778万6,000円の増額です。災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく負担分として、災害弔慰金等負担金を375万円、災害救助法に基づく避難所の設置や住宅の応急修理など、災害救助費負担金を7,384万6,000円、感染症予防事業費等補助金を19万円計上しました。19款の繰入金は財源調整のため、財政調整基金繰入金を1億4,667万7,000円計上しました。

22款の市債は、災害復旧債を9,800万円増額しております。

6ページにお戻りいただき、地方債の補正です。

先ほど説明しました災害復旧債を9,800万円増額して、補正後の限度額を1億1,290万円としたものです。

続いて、15ページをお開きください。

歳出ですが、説明欄、公有財産管理費170万円の増額は、市有地の土砂などを撤去するものです。

社会福祉総務管理費509万4,000円の増額は、被災により日常生活を営むことが困難な世帯に対して、生活に必要な被服、寝具、その他生活必需品を支給するための需用費や、安芸高田市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき災害弔慰金を支給するためのものです。

保健衛生総務管理費28万5,000円の増額は、床上浸水された方へ消毒液を配布するものです。

塵芥処理事業費7,862万9,000円の増額は、災害廃棄物の処理に要する経費で、主なものは芸北広域環境施設組合へのごみ処理料が317万5,000円、廃棄物の運搬など廃棄物処理業務委託料が6,500万円、廃棄物仮置場の分別などのため、シルバー人材センター委託料が280万円、宅地の土砂などを自費で撤去された方への費用償還として災害等廃棄物処理事業補助金が400万円などです。

17ページをお開きください。

農業用施設維持管理費5,000万円の増額は、農地、農業用施設、山腹下の宅地に流入した土砂などを撤去されたものに対する補助金です。

住宅建設費5,950万円の増額は、住宅が準半壊以上の被害を受けた方に代わって、市が日常生活に必要な最低限度の部分を応急的に修理するためのものです。

消防施設管理費200万円の増額は、防火水槽の上部の土砂などを撤去するためのものです。

災害対策費3,253万1,000円の増額は、時間外勤務手当などの職員手当が2,011万円、土のう袋などの需用費が121万円、土砂などの撤去に要する委託料が500万円、他市からの人的応援に伴う災害派遣職員負担金が518万円などです。

学校教育総務管理費6万9,000円の増額は、使用できなくなった学用品などの購入費用です。

個別最適な学び推進事業費310万2,000円の増額は、教育支援センター「あすなろ」が被災したため、移転に要する経費で、19ページのほうをお開きください。主なものは修繕料や各種委託料などです。

小学校施設設備等管理整備事業費136万9,000円の増額は、教育支援センター「あすなろ」の倉庫流出による撤去費用などです。

中学校施設設備等管理整備事業費550万1,000円の増額は、八千代中学校体育館が床上浸水をしたため、土砂撤去、床下清掃、床の張替工事などです。

農業用施設災害復旧費618万3,000円の増額は、被災箇所現地確認や

災害関係の書類作成のため、会計年度任用職員の報酬などを計上するものです。

林業施設災害復旧費300万円の増額は、土砂崩壊の危険性のある山腹に警報システムを設置するためのものです。

土木施設災害復旧費1億5,000万円の増額は、市道の土砂撤去や河川の流木撤去などの応急工事費などでございます。

以上で、要点の説明を終わります。

○宍戸議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

山本数博議員。

○山本数博議員 3番、山本数博です。このたびの災害で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。また、不眠不休で対応に当たられている職員の方を初め、関係者の皆様に心より敬意を表します。

質疑を二、三させていただきますが、まず1点、今回の専決処分予算をこのたびの大災害に対する予算であります。副市長の人件費で1名分、今現在、使用目的がなくなっていると思いますが、市長の災害に対する復旧への並々ならぬ強い意志の表れとして、その副市長の1名分の予算を減額してこの財源に充当されるべきではなかったかというふうに思います。市長のお考えをお聞かせください。

○宍戸議長 ほかにまだありますか。質疑は3回しかできませんので引き続いて質疑をしてください。

○山本数博議員 それでは続いて、あと2点ほどお伺いしますが、財源中、国費が見込まれています。加えて交付税もあるんですが、今手続中かと思いますが、激甚災害の指定を受けるということになったら、これらの財源も増額になるような変更があるかお伺いします。

最後にもう1点、市の独自事業を今説明の中で何ほか説明をされまして、創設されましたが、市民への周知はどのようにお考えなのか。

加えまして、現場によっては国の制度、県の制度、市の単独の制度、どっちを取ったらいいか分からない部分もあるように思います。そうしたときに、被災者に対するそこらの適切な指導はどのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。この3点をお伺いします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 まず3点目ですが、どういう質疑なのか、すみません、趣旨が読み取れなかったので可能であれば改めて質疑をしていただいでよろしいでしょうか。

その前に二つお答えしますと、まず一つ目は大変いい御質疑をいただきました。まさかこの場で御説明する機会が頂けると思っていなかったので、今大変うれしく思っています。

副市長の人件費予算を使いたかったです。災害が起きる前から機動的に有効に使うべきだとずっと考えていました。それができなかったのは

議会が対話を拒んだからです。その経緯も議長、副議長にはきちんと御説明をしてあります。

改めてお話しすれば、3月来、副市長人事が否決されました。予算は宙に浮いたままです。外形的には予算は全員一致で承認、お金の問題ではなく人の問題になっていますが、なぜか、副市長選任同意の議決に際してはほとんどの方が、山本議員はそうでなかったと思いますが、ほとんどの方が財政難を反対の理由に挙げられてました。この時点でこれだけでもう意味が不明です。その点についてまず詳細な説明を求めました。そのための意見聴取です。

ここまで言えば何名かの方が、であるにしても、もう過ぎた分の予算を取り崩せばいいのではないかとされるかもしれません。ただ、それも不相当だと判断しました。なぜか。結局のところ反対した方々の意見が曖昧なために、今、特に理由がコロナ禍だったんですが、コロナ禍の影響で財政が苦しいからしばらく待てなのか、そもそもこの町に2人が必要ないということなのか、判別がつかない状況です。ゆえに、今年度においてももう2人体制をやめる判断をすべきなのか、いやいや半年待って、それこそ10、12月ぐらいですよ、年度の半分。もう一度あの方で出せば、コロナ禍が少し落ち着いた情勢にはなってきました。ワクチンの接種は進んでます。可能なのか、こちらは執行部としては分かりません。ゆえに、繰り返し繰り返し意見聴取を求めてきましたが、それがかなわず、これは記者会見でも何回もお話ししていますが、この副市長人事、それに絡む予算、財政は停滞をしています。これが一つ目のお答えです。

二つ目ですが、激甚災害の指定があれば当然手続は変わってきます。

○宍戸議長

山本数博議員。

○山本数博議員

最初の副市長の予算を減額してこの災害の財源に充てるべきだということをお話ししましたが、市長は以前から選任同意の否決と予算の全員の賛成ということに自分は理解できないということが多々言われてきておるのは知っておりましたが、予算の執行権は市長に全てあって、この予算は今不用という判断を市長はできるはずなんです。それを議会が対応することが私は理解できないという、今の答弁をされましたが、それとこれとは違うということ武岡議員も9月の再議のときの反対討論で言うておりますし、再議のときの予算の権限についても、市長に私のほうから三つの提案をして、市長にどうしてあなたがされないのですかということを質疑しております。その意味では、予算の執行権は市長にあるので市長の判断でやられても結構だというふうに私は思います。悩む必要はないというふうに思います。それで、そのあなたの悩みの中の話の解消は、これはこれで予算を執行しておいて、後で話をするとということも十分できると思う。やり方に私は不満だということを言われているのですから、その話はまた別の機会でもやってもいいと思います。それが片がつくまで副市長の予算は手が出せない、こういうふうな考えにあら

れることについては私は間違いだというふうに思います。

それで、3番目の質疑がよく分からないという内容でしたが、市の単独事業が国や県の手の届かない部分について、市が単独で予算をされたというふうに思います。国や県の事業で対応したらいいか、市の単独事業で対応したらいいか、境目のような被害の場所があるわけですね。そうしたときに市のほうで被災者に対して指導をなされるお考えがあるのかないのか。それとも被災者が相談に来たら市のほうで教えると、こういう姿勢でやられるのか。

それともう一つは、この単独事業も含めて、県の事業、国の事業もこういう復旧事業がありますという表を市民へ配布して周知を図るのか、今周知をされてるのはホームページを見ましても載ってありましたよ。それで終わりにされるのか。

お太助フォンで被災者の皆様に相談を受け付けてますという放送をされております。市民へ紙にして制度を周知されるほうがいいんじゃないかというふうに思いましたので御質疑をさせていただきます。

以上です。

○宍戸議長 3点目の質疑に答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 まず、一般質問という枠がありますので、そちらをきちんと正しく適切に使っていただければと思います。

今、3点目に限っていただきたかったんですが、1点目にも言及がありましたので改めて御説明をしますが、これまでの過ぎた時間、その中で余ったお金、これを小刻みに取り崩して何かに使うのか、いやいや丸ごと年間一千数百万あるんです、これをごそっと動かして、大きな額ですからそれだけで何か制度をつくれますよねなのか、どうしたらいいんですか。分からないですよね。執行権が止まるというのはこういうことです。執行権は市長に属します、あります。なので、使えるときには全部使いますが、判断がつかないから意見聴取を求めています。理由があるんです。判断がつけば当然やります。それが1問目の答えであり補足です。

三つ目ですけれども、基本的には市民の方から御相談を受けて回答するという方向になります。なぜならば、あまりにも災害の範囲が広く、多種多様です。個別の対応をこちらからするには限界があります。なので、何かお困りのことがあれば市役所に問い合わせさせていただく、これが基本の対応になります。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山本数博議員。

○山本数博議員 今の単独の災害復旧の事業なんかについては、過去には表にして行政嘱託員を通じて各戸配布をしたような経緯もあるんですが、今の答弁では聞きに来た者だけ指導するというような話でしたが、聞きに来る材料としてそういった詳細なものを配布するという事はありますか。

○宍戸議長 答弁を求めます。
石丸市長。

○石丸市長 今、御自身でも言われてたかと思うんですが、市役所から情報を出していないわけではありません。今後も情報の発信については適宜検討しますが、出している情報に対して市民の方からのリアクションを待つというのが基本の体制です。

○宍戸議長 答弁を終わります。
ほかに質疑はありませんか。
金行議員。

○金行議員 専決処分の理由はよく理解できます。この災害に対しての皆さんの動きを考えると当然だと思います。

中でも、私は19ページの一番懸念しております「あすなろ」の件でございます。あすなろはやっぱり子供教育の一環となりますが、今現在どのように考えておられるか、将来に向けてどういうあれがあるのか、1点お聞きします。

○宍戸議長 質疑の途中ですが、ここでコロナ対策のために11時20分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時11分 休憩

午前11時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。
ただいまの質疑に対して答弁を求めます。
宮本教育次長。

○宮本教育次長 ただいまの教育支援センター「あすなろ」についてですが、総務文教常任委員会のほうへ説明をいたすように資料を提出しておりますが、御質疑がありましたのでこちらのほうでも御説明をさせていただきます。

8月11日から大雨により、丹比にあります発達支援センター「あすなろ」が床上浸水になりました。また、そのそばにありました倉庫も河川の氾濫により流出をしております。

今回の予算につきましては、その倉庫の撤去費、それから現在事業を止めることができませんので、8月25日から甲田文化センター「ミュージ」のほうへ仮移設しております。その費用。そして、次の場所を検討するための費用としまして、現在は統合により今閉鎖しております小学校を候補地として使えるかどうかという調査をする費用をこの予算のほうへ上げております。それで、電源とか水道とか使用可能ということが判明しましたらそちらのほうへ移転するというふうを考えております。

以上です。

○宍戸議長 答弁を終わります。
ほかに質疑はありませんか。
武岡議員。

- 武岡議員 1点をお伺いいたします。予算書の15ページなのですが、中ほどに保健衛生総務管理費がございます。先ほど部長さんの御説明の中に床上浸水世帯について消毒液の配布を行うという、その費用だということでございますが、今回床上浸水はもとよりなんです、床下浸水の世帯もかなりございました。汚水が床下の中に土砂と一緒に入り込んだということで、排出の作業のほうも非常に困難な世帯もたくさんございますが、床下浸水についての消毒液の配布はされていないということなんです、そこの基準というのがあるのでしょうか、お伺いします。
- 宍戸議長 答弁を求めます。
大田福祉保健部長。
- 大田福祉保健部長 前回、30年災のときもそうでしたけれども、床下浸水につきましては特に措置を講じておりません。基本的には床下浸水というのは床下を乾かしていただく、これに尽きるということです。
前回、どうしても御心配な方という方があればということで今回もお配りしておりますけれども、消石灰をお配りして、要は下を固めて泥を出す、これ以外の方法がないということです。床上につきましては消毒液を被災された皆さんについて市のほうに御相談に来られた皆さんにつきましては30年災のときと同様にお配りをさせていただいております。
以上です。
- 宍戸議長 答弁を終わります。
武岡議員。
- 武岡議員 30年災のときの取扱いで今回もそうされたということでありますが、実態的に汚水は床下に流入しておるんですね。乾かして当然出さないと出すのも難しいということなんです、出した後、やはり被災者の方は消毒をしたいということで、もし何なら薬品を分けてもらうのならそれをあっせんしてもらいたいということもありましたので、健康長寿課のほうへ相談してくださいということをお願いしましたが、やはり今後もうこういったことはあろうと思うんです。ですから、床下浸水についてもそこの御検討をしていただきたいというふうに思います。
- 宍戸議長 答弁は要りますか。
答弁を求めます。
大田福祉保健部長。
- 大田福祉保健部長 床下浸水につきましては、先ほども申し上げましたとおり、石灰についても、これエビデンス、要は根拠がないというふうに聞いております。なので、現在におきましては汚水といいたいでしょうか、ある意味河川水だと思いますけれども、消毒をされたいという形であればどういったものがあるのか。現在お配りしておるものは床上浸水をされた皆さんがお拭きいただいて乾かした上で、さらに拭いていただいて消毒をするものとなっております。これが床下浸水に有効であるかどうかというのは申し訳ないんですけれども根拠を持っていませんので、現在においては床下浸水につきましては特にお配りをさせていただくようには考えておりま

せん。

以上です。

○宍戸議長 答弁を終わります。
ほかに質疑はありませんか。
南澤議員。

○南澤議員 17ページ、9款の消防費の18節負担金補助及び交付金で、災害派遣で近隣市町とかから災害応援で来てくださった方に対する負担金が518万円ということなんですけれども、一般的な感覚から災害応援に来てくださったところに対する負担金というのはどういうことなのかというのをもう少し詳しく説明していただきたいということと、どこから何名来られていて、どういったことに従事されていて、いつからいつまでいらっしやったのか、そういった詳しいことをお聞かせください。

○宍戸議長 答弁を求めます。
行森総務部長。

○行森総務部長 それでは、負担金の関係でございますが、これは災害時の相互応援に関する協定、県内自治体全部結んでございます。それに基づきまして、広島県を通じて計6市から12名の応援を頂きました。

具体的には、広島市、呉市、福山市、三原市、東広島市、庄原市でございます。8月25日から8月30日まで、それぞれ6日間おいでいただきました。延べ72名。

これにつきましては、住家の被害認定調査をしていただきました。調査箇所数にしまして、143か所。現段階で一応全てといたしますか、今現時点で調査を終えさせていただいたということでございます。

これに関わる経費等でございますが、当然宿泊を伴う自治体もございまして、そういった宿泊費、交通費、あるいは時間外勤務手当等々になってございます。

当初、10日から2週間を思っておったわけですが、割と素早く調査をしていただいたという経過もございまして、これは精算をさせていただいて、最終的な負担金をお支払いするということになるかと思っております。

以上です。

○宍戸議長 答弁を終わります。
ほかに質疑はありませんか。
再度答弁がありますので答弁を求めます。
内藤総務課長。

○内藤総務課長 先ほど市町の市の構成の名前を総務部長のほうから答弁させていただきましたが、三原市と申し上げましたところは三次市の誤りでございます。修正をさせていただきます。

○宍戸議長 答弁を終わります。
ほかに質疑はありませんか。
熊高議員。

○熊高議員 19ページの公共土木施設災害復旧等に関係するところですが、予算額

も大きなものですが、一定の災害箇所、あるいはそういった関連の情報というのは逐一議会事務局を通していただいておりますので分かっておりますが、今回のこの1億5,000万円、委託費も含めてですが、相対的に何か所あるのか、あるいはその中でも大きな額を占める被災地、そういったものをある程度詳細についてお聞かせ願いたいと思います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

小野建設部長。

○小野建設部長 先ほど質疑がございました災害関係でございます。

委託料の4,000万円につきましては、現在のところ応急対応、国庫負担でやるものについておおむね40件程度を予定しております。

その後、工事費の1億1,000万円でございますが、これにつきましても応急対応するもので40件を今予定しております。河川が15件、道路が25件の現在の見込みでございます。

河川で一番大きくなっておると思っていますのは、河川にたまりました土砂の災害のしゅんせつです。土砂の撤去、これにつきましてはかなり大きなものとなっております。

道路につきましては、大きく2路線、吉田から八千代に行く高北道路、あとは吉田から印内に行く山部印内線、この2か所につきましてはかなり土砂がありますので、大きな費用がかかっております。

以上です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高議員 大体理解できました。ここで問うのはどうかと思うんですが、県道も非常にあちこちいっておりますが、県道については当然市の所管ではありませんけれども、市民生活にいろいろ影響するという意味では県道の被災状況というのも非常に関係してくるんだと思うんですが、とりわけ私が住んでいる地域の近くの信木地域のほうが来年の3月22日まで通行止めということになっておるんですね。

これは三江線の代替交通の通る県道でもありますし、レベル4という状況で落石があるということで止めてあるんでしょうけれども、私も現地のほうを見てみましたが、現在は落石は当然撤去してあるし、落石の可能性があるのかなということで、以前からあるところですけども、実際はバリケード半分ぐらい取って通っておられる方がいらっしゃるんですね。

レベル4ということになると、例えば中北川根線、これは電光掲示板がエコミュージアムの入り口のところに出来ますけれども、降雨があったときには通行止めという表示が出るんですね。赤い電光掲示板で。そういったことが船木線のほうにもありますし、それを市民の皆さんが通行止めっていったって自分たちが生活するところに行くということはこの通行止めの看板では行けないじゃないかということで、その辺の県の示す通行止めという表示が市民の皆さんにどう判断されてるのかということ

とも含めて、その辺は県との連携も含めて、もう少し生活者の立ち位置に立って対応していただきたいというようなことも市民から実際挙がっておりますので、この災害復旧に関わってくる事例の部分もありますので、市道についてはないんだと思いますけれども、その辺が部長のほうでお答えができる範囲で県のほうにまたつなげていただきたいという思いでお聞かせ願いたいと思います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

小野建設部長。

○小野建設部長 まず、県道の通行の部分ですけれども、これは恐らく三次江津線のことだと思うんですけれども、これにつきましては広島県から話を伺っております。ただいま落石に対して調査をするので当面の間、通行止めを行うということで回答を得ております。

また、通行止めに関しましては広島県とも協議連携をしていかなければならないわけですが、これにつきましては確かに言われるとおり電光掲示板、通行する気になれば通行できる、そういったところもありますので、これにつきましてはどういった格好で周知をしていくのかということにつきましてはまた改めて広島県と連携をしながら協議してまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○宍戸議長 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○宍戸議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第5号「専決処分した事件の承認について【令和3年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）】」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○宍戸議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第23 議案第50号 安芸高田市個人情報保護条例の一部を改正する条例

○宍戸議長 日程第23、議案第50号「安芸高田市個人情報保護条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。



議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
石丸市長。

- 石丸市長 提案理由を御説明します。  
本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。  
御審議のほど、よろしく申し上げます。
- 宍戸議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
行森総務部長。
- 行森総務部長 それでは、議案第50号「安芸高田市個人情報保護条例の一部を改正する条例」の要点の説明をさせていただきます。  
まず、改正条例の1ページをお願いいたします。新旧対照表で右が改正前、左が改正後になります。  
2ページを御覧ください。  
法律改正に伴いまして、第10条第4項及び第27条第3項において文言の整理を行っております。  
3ページには附則においてこの条例の施行期日を公布の日からとしております。  
以上で説明を終わります。
- 宍戸議長 以上をもって、要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)
- 宍戸議長 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。  
これに御異議ありませんか。  
(異議なし)
- 宍戸議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありますか。  
(討論なし)
- 宍戸議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第50号「安芸高田市個人情報保護条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 宍戸議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第24 議案第51号 安芸高田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

- 宍戸議長 日程第24、議案第51号「安芸高田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。
石丸市長。

- 石丸市長 提案理由を御説明します。
本案は、国が法律で定める事務以外に市が個人番号を独自に利用できるようにするため、事務を新たに条例で規定するものです。
御審議のほど、よろしく申し上げます。
- 宍戸議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)
- 宍戸議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第25 議案第52号 安芸高田市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて

日程第26 議案第53号 土地改良事業計画の変更について

日程第27 議案第54号 字の区域の変更について

- 宍戸議長 日程第25、議案第52号「安芸高田市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて」の件から日程第27、議案第54号「字の区域の変更について」の件までの3件を一括して議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
石丸市長。

- 石丸市長 提案理由を御説明します。  
議案第52号は、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の規定により、特定の事務を取り扱う郵便局の指定を取り消すことについて議会の議決を求めるものです。

第53号は、安芸高田市甲田町において実施してきた団体営農地耕作改善事業に伴い、地区界が変更し、地区面積が増加したため土地改良事業計画を変更するものです。

そして、第54号は、農地耕作改善事業の実施に伴い、地形が変更されたため、字界を変更するものです。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

- 宍戸議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。  
これより、本案3件に対する一括質疑を行います。質疑があれば議案番号を指定して質疑を行ってください。質疑はありますか。  
(質疑なし)

- 宍戸議長 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
本案3件につきましては、お手元の付託表のとおり、産業厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

- ~~~~~○~~~~~
- 日程第28 議案第55号 令和3年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号）  
日程第29 議案第56号 令和3年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
日程第30 議案第57号 令和3年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第1号）  
日程第31 議案第58号 令和3年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第32 議案第59号 令和3年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第33 議案第60号 令和3年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第1号）  
日程第34 議案第61号 令和3年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1号）

○宍戸議長 日程第28、議案第55号「令和3年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号）」の件から日程第34、議案第61号「令和3年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1号）」の件までの7件を一括して議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
石丸市長。

○石丸市長 最後のパートになります。提案理由の御説明をします。  
議案第55号は、令和3年7月の災害復旧に要する経費、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費等を既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加するものです。

第56号は、人事異動に伴う人件費の減額や、市税還付金の増額等を既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加するものです。

第57号は、人事異動に伴う人件費の減額や、令和2年度事業精査に伴う返還金の増額等を既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加するものです。

第58号は、施設機器の維持修繕に係る経費等を既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加するものです。

第59号は、人事異動に伴う人件費の減額や会計年度任用職員に係る経費の増額を既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加するものです。

第60号は、収入として他会計補助金、雑収益を支出として、施設機器修繕費を収益的収入及び支出に追加するものです。

そして、第61号は、収入として県道改良に伴う受託工事費を、支出として排水設備の修繕費を収益的収入及び支出に追加するものです。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○宍戸議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、本案7件に対する一括質疑を行います。質疑があれば議案番号を指定して質疑を行ってください。質疑はありませんか。

（質疑なし）

○宍戸議長 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
本案7件につきましては、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して審査することにいたします。  
以上で、本日の日程は全て終了しました。  
本日は、これにて散会いたします。  
次回は、9月13日午前10時に再開いたします。  
お疲れさまでした。



午前11時47分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員